６．複数案の検討

「４．事業における制約条件」において整理した条件をもとにして、市川市塩浜２丁目地先の公園予定地及び階段式護岸の前面を検討場所とした。

また、今回の検討においては、護岸から直接、人が海に触れ合えることを想定し、最大限利活用される範囲として、階段式護岸の全面である１００ｍに限定して検討することとした。

なお、市川市塩浜２丁目全域を検討場所とすることは、砂泥の流出量が膨大になり、現在の環境への影響が懸念されることから、順応的管理の考えにそぐわない。

さらに、利用者の安全を確保すること、漁場に立ち入ることによるトラブルを防止すること等の観点から、岸からの距離を５０ｍとして、一定の規模に条件を整えて、複数案の比較検討を行った。検討対象の案は、以下に示す８案とした。

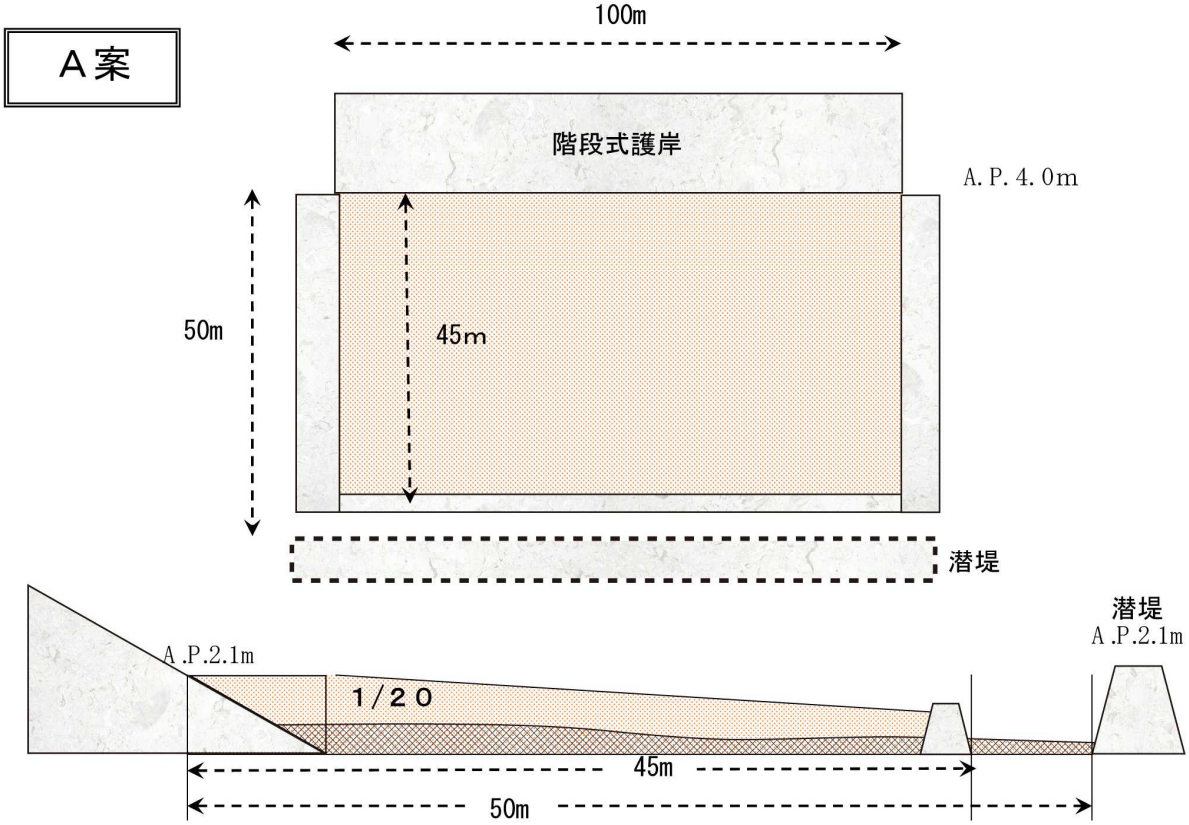

・階段式護岸から沖に向かって緩やかな勾配を形成し、干潟的環境を造成する。
・造成箇所は、満潮時に全て水没する程度の地盤高とする。
・波浪を減衰するため､造成箇所の前面には潜堤を設置する。
・造成箇所の前面は開けており、なだらかな干潟の自然景観を意識した形状とする。

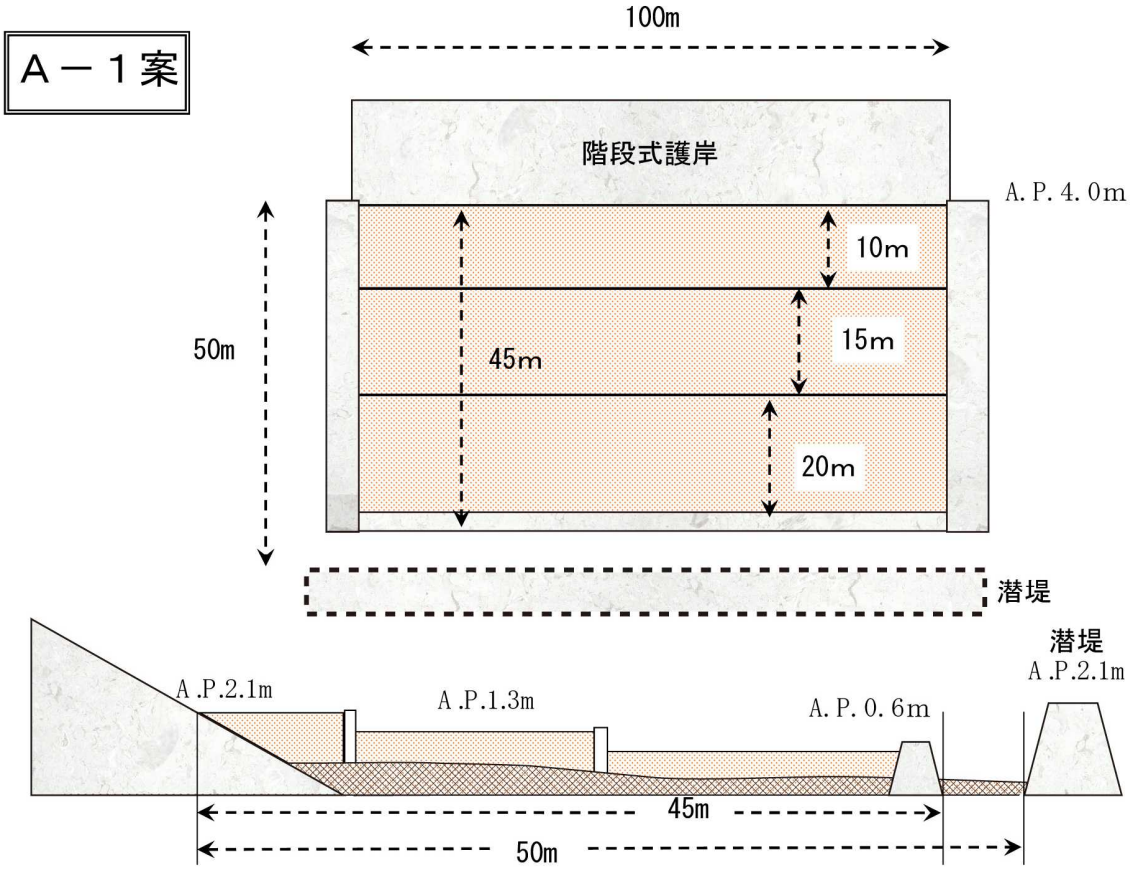

・A 案をベースとして、砂泥の安定を図るため、段々畑状に干潟的環境を造成する。
・造成箇所は､満潮時に全て水没する程度の地盤高とする。
・異なる地盤高を安定的に確保するため､段差をつくり、平坦かつウェットな場を確保する。
・波浪を減衰させるため、造成箇所の前面には潜堤を設置する。
・段差をつくることで、砂泥の流出を遅らせる効果が期待できる他、多様な地盤高を確保することが出来るため、多様な生物の定着も期待できる。

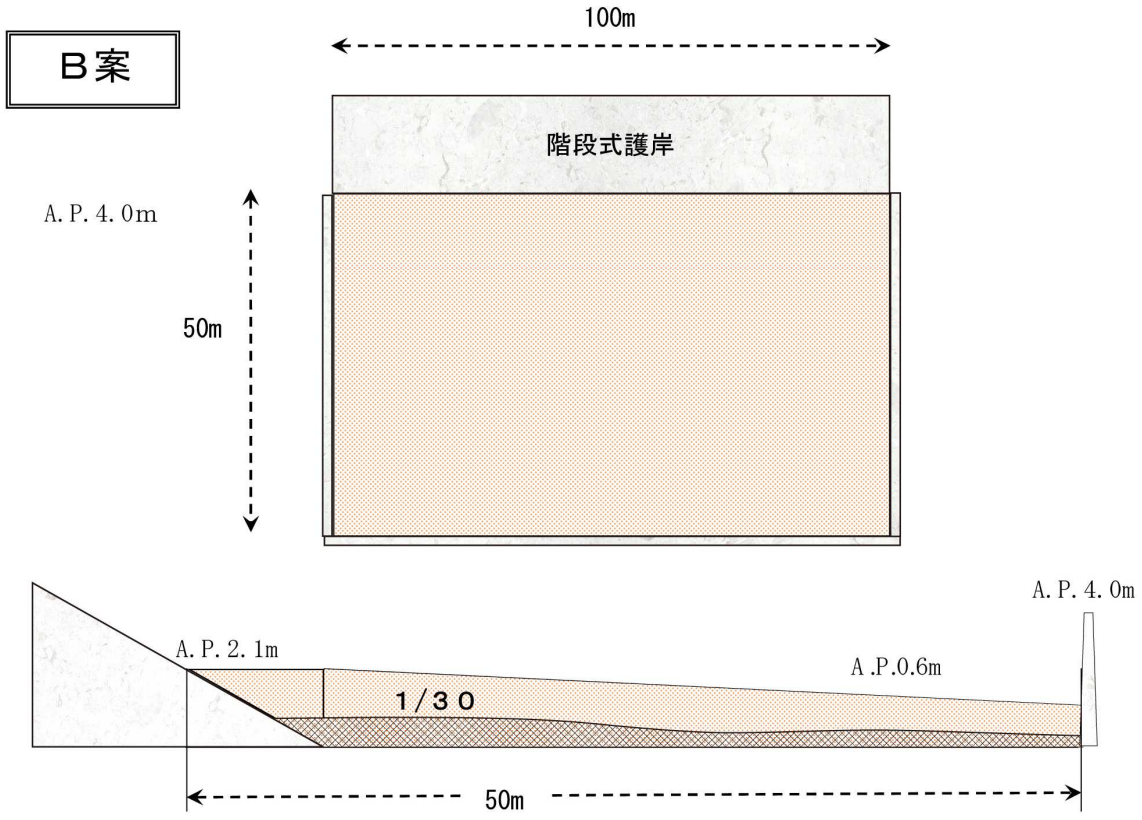

・砂泥の安定を最大限に考慮して干潟的環境を造成する。
・満潮時に水没しない高さの仕切り板で囲み、砂泥の流出を少なくする構造とする。
・造成箇所は満潮時に全て水没する程度の地盤高とする。
・海水の出入りを確保し、生物の加入・流出が可能な構造とする。
・周りを囲うことで、砂泥の安定性が最大限確保され、かつ、安全に利用できる場が創出される。
・周りを囲われていることから、利用者が閉塞感を覚えるとともに、景観は期待できない。